

やむをえない事情により研修が困難になった場合の措置について（補足）

令和5年2月27日

標記については、令和5年1月30日付けでお示ししており、そのうち、届出の期日については「届出は、認定期間の終了日の2か月前までに行うものとする。」となっていますが、本取扱いが令和5年2月1日より適用されたことを勘案し、認定期間の終了日が令和5年4月30日までの方は、令和5年4月30日まで（消印有効）に届ければ受け付けます。